

「上田市避難勧告等の判断・伝達基準」について（概要）

1 趣 旨

「上田市避難勧告等の判断・伝達基準」は、風水害により住民の生命、身体に危険が生じるおそれのある場合に、市として災害が及ぶと予測される地域の住民に遅滞なく避難勧告等を行い、適切な避難誘導が実施できるようにする。

2 対象となる災害

市として想定される災害のうち、洪水と土砂災害について規定している。

3 運用開始日

平成26年12月1日

4 基準の概要

(1) 避難勧告等の発令時の状況及び市民等に求める行動【別添基準 3ページ】

市が、「避難準備（要配慮者避難）情報」、「避難勧告」、「避難指示」を発表・発令した際の各段階における市民等に求める行動を定めたものである。

(2) 洪水に関する避難勧告等の発令基準【別添基準 3～10ページ】

対象とする水害	立ち退き避難が必要な洪水によるはん濫
発令基準	<p>【避難勧告の発令基準の一例】</p> <p>○水位設定のある河川（千曲川・依田川・神川・浦野川） 基準となる水位観測所で、避難判断水位を超え、今後も引き続き水位上昇が見込まれる場合</p> <p>○水位設定のない河川 水位設定のある河川の水位状況、降雨の状況等を総合的に判断</p>
対象となる地域	原則として自治会単位

(3) 土砂災害に関する避難勧告等の発令基準【別添基準 11～15ページ】

対象とする土砂災害	急傾斜地の崩壊、土石流
発令基準	<p>【避難勧告の発令基準の一例】</p> <p>市の雨量観測地点や土砂災害危険箇所等で既に累積雨量が150mmを超え、その時点以降に降雨の継続が予想される場合</p>
対象となる地域	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基準を満たした土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域及び特別警戒区域 ・ 前兆現象や土砂災害が発生した箇所付近の土砂災害警戒区域及び特別警戒区域

(4) 避難勧告等の情報伝達手段【別添基準 15ページ】

テレビ放送、ラジオ放送、有線放送、緊急速報メール、市メール配信サービス等を活用し住民へ情報伝達するとともに、要配慮者や避難支援関係者、避難促進施設の施設管理者、県及び関係機関への情報伝達を合わせて行う。

上田市避難勧告等の判断・伝達基準

上　　田　　市

平成 26 年 12 月

目 次

1 策定にあたって ······	2
2 避難勧告等の発令時の状況及び市民等に求める行動 ······	3
3 洪水に関する避難勧告等の発令基準 ······	3
4 土砂災害に関する避難勧告等の発令基準 ······	11
5 避難勧告等の情報伝達手段 ······	15

避難勧告等の情報伝達文の例

1 洪水（河川はん濫） ······	16
2 土砂災害 ······	19

1 策定にあたって

上田市地域防災計画では、風水害による被害を軽減するため、気象情報等の住民に対する伝達や迅速かつ円滑な避難誘導、災害の未然防止活動といった災害発生直前の活動を重視し、特に要配慮者が迅速に避難できる対策を重点的に講じるものとしている。

このため、風水害により住民の生命、身体に危険が生じるおそれのある場合には、災害がおよぶと予測される地域の住民に対して遅滞なく避難準備情報の伝達や避難勧告、避難指示を行い適切な避難誘導が実施できるよう「上田市避難勧告等の判断・伝達基準」を策定するものとする。

なお、策定にあたっては、国の「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」の考え方を基本に据えるとともに、長野地方気象台や長野県が提供する各種災害関連情報をはじめ、市が昨年度以降独自に設置した雨量計（7地点）により構築した雨量観測システムを通じて得られる情報、加えてシステムを構築した総合気象コンサルタント会社が提供する災害支援情報など市独自の客観的なデータの活用を図っている。

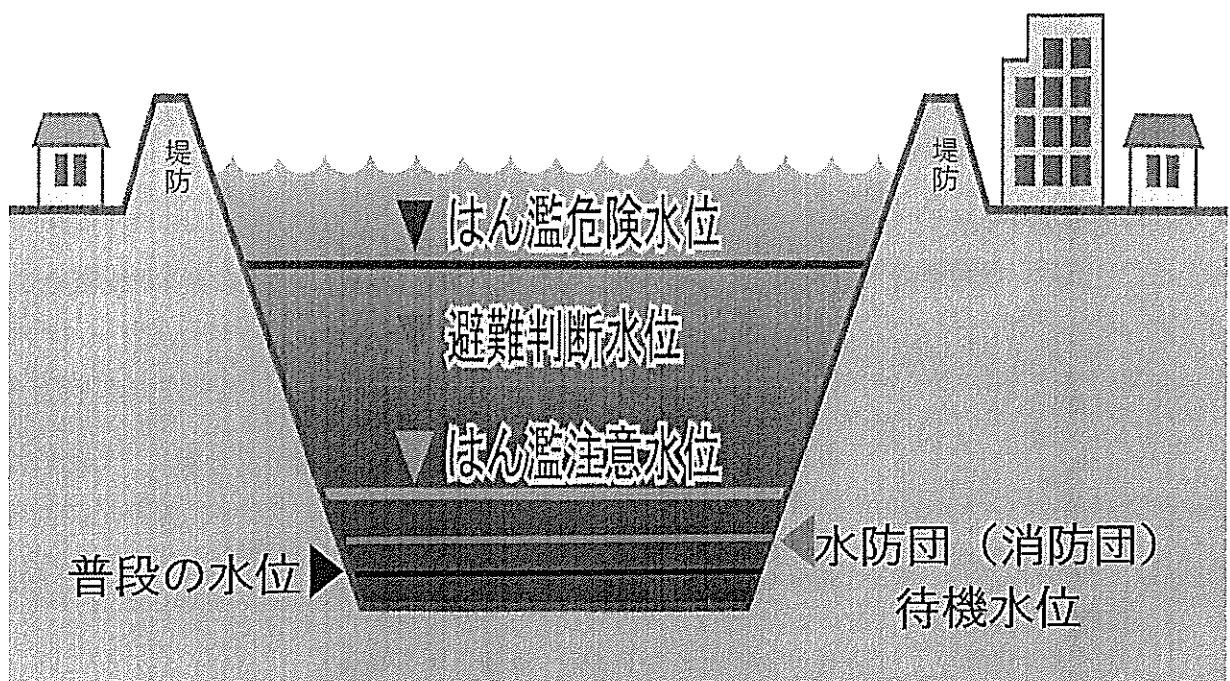
2 避難勧告等の発令時の状況及び市民等に求める行動

発令区分	発令時の状況	災害発生予想 (時間) (あと○○分)	市民や滞在者に求める行動
避難準備 (要配慮者避難)	要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況	90分から 120分 夜間から翌早朝にかかる場合は明るいうちに	<ul style="list-style-type: none"> 要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者は、計画された避難場所への避難行動を開始する(避難支援者は支援行動を開始) 上記以外の者は、家族等との連絡、非常用持ち出し品の用意等、避難準備を開始する。
避難勧告	通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況	60分	通常の避難行動ができる者は、計画された避難場所等への避難行動を開始する。
避難指示	<ul style="list-style-type: none"> 前兆現象の発生や切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 堤防の隣接地等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 人的被害の発生した状況 	30分もない	<ul style="list-style-type: none"> 避難勧告等の発令後で避難中の住民は、確実な避難行動を直ちに完了する。 未だ避難していない対象住民は、直ちに避難行動に移るとともに、その暇がない場合は、生命を守る最低限の行動をとる。

3 洪水に関する避難勧告等の発令基準

(1) 水位設定の種類

水位	水位の名称	内 容
↓ 水位低	水防団(消防団)待機水位	水防団(消防団)が出動のために待機する目安となる水位【通報水位】
	はん濫注意水位	<ul style="list-style-type: none"> 市長の避難準備情報の発表判断の目安 住民のはん濫に関する情報への注意喚起、水防団(消防団)の出動の目安となる水位【警戒水位】
	避難判断水位	<ul style="list-style-type: none"> 市長の避難勧告等の発令判断の目安 住民の避難判断の参考となる水位【特別警戒水位】
	はん濫危険水位	洪水により相当の家屋浸水等の被害を生ずるはん濫の起こる可能性のある水位



(2) 洪水予報河川及び水位周知河川の水位観測所と避難等の判断基準となる水位

河川名	水位観測所	水防団(消防団)待機水位	はん濫注意水位	避難判断水位	はん濫危険水位
千曲川	生田	0. 80m	1. 90m	4. 40m	5. 00m
	塩名田 (佐久市)	2. 20m	3. 00m	3. 30m	3. 80m
	下越 (佐久市)	1. 00m	1. 70m	2. 20m	3. 10m
依田川	依田橋	1. 10m	1. 80m	2. 90m	3. 90m
神川	神川	0. 85m	1. 20m	1. 90m	2. 50m
浦野川	浦野川	0. 70m	0. 90m	1. 30m	1. 50m

洪水予報河川	国土交通大臣又は都道府県知事が、流域面積が大きい河川で、洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川。 【該当河川】千曲川（国土交通大臣及び長野県知事が指定）
水位周知河川	国土交通大臣又は都道府県知事が、洪水予報河川以外の河川で洪水により国民経済上重大又は相当な被害が生じるおそれがあるものとして指定した河川。 【該当河川】依田川、神川、浦野川（長野県知事が指定）

(3) 避難勧告等の発令基準

上田市の避難勧告等の発令にあたっては、以下の河川ごとの基準を参考に、最新の気象情報あるいは気象予測、雨量計の情報、あるいは巡視者等からの情報などを総合的に判断し、原則として自治会単位に発令するものとする。

その際、必要に応じて長野地方気象台、国土交通省千曲川河川事務所、長野県に助言を求めるものとする。

なお、避難勧告等の対象とする水害は、立ち退き避難が必要な洪水によるはん濫とする。

ア 洪水予報河川及び水位周知河川（千曲川、依田川、神川、浦野川）

発令区分	発 令 基 準
避難準備情報 (要配慮者避難)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基準となる水位観測所において、はん濫注意水位を超え、今後も引き続いだ水位の上昇が見込まれる場合 ・ 堤防からの漏水等の発生の可能性が高まった場合 ・ 漏水等が発見された場合 <p>【避難が必要な状況が夜間・早朝となる場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 大雨注意情報や降水短時間予報等により、深夜・早朝に避難が必要となることが想定される場合 ・ 降雨を伴う台風が夜間から明け方に接近通過し、多量の降雨が予想される場合
避難勧告	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基準となる水位観測所において、避難判断水位を超え、今後も引き続いだ水位の上昇が見込まれる場合 ・ 異常な漏水等が発見された場合 <p>【避難が必要な状況が夜間・早朝となる場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 水位観測所の水位が避難判断水位を超えた状態で、降雨を伴う台風が夜間から明け方に接近、通過し、多量の降雨が予想される場合
避難指示	<ul style="list-style-type: none"> ・ さらに危険が迫ったとき ・ 基準となる水位観測所において、はん濫危険水位に到達したとき ・ 異常な漏水の進行状況や亀裂、すべり等により決壊のおそれが高まった場合 ・ 決壊や越水、溢水の発生又は氾濫発生情報が発表された場合 ・ 桶門、水門等の施設の機能障害が発見された場合

※ 判断の基準となる水位観測所と避難対象地域

水位設定のある水位観測所ごとに避難対象区域を設定し、その避難対象区域に関する浸水想定区域のうち、「上田市洪水ハザードマップ（平成20年3月作成）」において浸水想定深が50cm以上の区域を避難対象とする。

避難対象区域等（自治会世帯数はH26.11.1現在）

河川名	観測所	避難対象区域	
		地区名	対象となる自治会及び世帯数
千曲川	生田	南 部	北天神町自治会（330世帯）の一部 南天神町自治会（220世帯）の一部 泉平自治会（141世帯）の一部 天神の杜自治会（124世帯）の一部
		西 部	諏訪部自治会（182世帯）の一部
		城 下	小牧自治会（258世帯）の一部 御所自治会（1,033世帯）の一部 千曲町自治会（871世帯）の一部
		塩 尻	秋和自治会（653世帯）の一部 上塩尻自治会（673世帯）の一部 下塩尻自治会（397世帯）の一部
		川辺泉田	下之条自治会（857世帯）の一部 半過自治会（125世帯）の一部
		神 川	大屋自治会（711世帯）の一部 岩下自治会（276世帯）の一部 上沢自治会（318世帯）の一部 下堀自治会（323世帯）の一部
		依 田	茂沢自治会（281世帯）の一部
		長 瀬	下長瀬自治会（625世帯）の一部
		塩 川	石井自治会（646世帯）の一部
		塩名田 下 越	郷仕川原自治会（40世帯）の一部
依田川	依田橋	丸子中央	腰越自治会（536世帯）の一部 中丸子自治会（1,096世帯）の一部 下丸子自治会（322世帯）の一部
		依 田	御嶽堂自治会（536世帯）の一部 飯沼自治会（706世帯）の一部 茂沢自治会（281世帯）の一部
		長 瀬	上長瀬自治会（335世帯）の一部 町組自治会（382世帯）の一部 下長瀬自治会（625世帯）の一部
		塩 川	石井自治会（646世帯）の一部
		武 石	沖自治会（195世帯）の一部

河川名	観測所	避難対象区域	
		地区名	対象となる自治会及び世帯数
神川	神川	神川	黒坪自治会（187世帯）の一部 上沢自治会（318世帯）の一部 岩下自治会（276世帯）の一部 久保林自治会（457世帯）の一部
		神科	神科新屋自治会（296世帯）の一部 野竹自治会（348世帯）の一部 川原自治会（73世帯）の一部
		豊殿	林之郷自治会（179世帯）の一部
		長	大日向自治会（148世帯）の一部 真田自治会（172世帯）の一部 戸沢自治会（61世帯）の一部 横尾自治会（301世帯）の一部
		本原	荒井自治会（193世帯）の一部 大畠自治会（208世帯）の一部 下原自治会（279世帯）の一部
浦野川	浦野川	川辺泉田	下之条自治会（857世帯）の一部 築地自治会（459世帯）の一部 半過自治会（125世帯）の一部
		川西	仁古田自治会（381世帯）の一部 岡自治会（318世帯）の一部 浦野自治会（269世帯）の一部 越戸自治会（130世帯）の一部 浦野南団地自治会（63世帯）の一部 藤之木自治会（92世帯）の一部 小泉自治会（805世帯）の一部

イ 水位設定のない河川

以下の状況を参考に最新の気象情報あるいは気象予測、雨量計の情報、あるいは巡視者等からの情報などを総合的に判断して発令するものとする。

- (ア) 洪水予報河川、水位周知河川の水位状況
- (イ) 降雨の状況
- (ウ) 今後の水位の上昇が見込まれる場合
- (エ) 河川水位が堤防（堰堤）を越えそうな状況や、堤防（堰堤）の決壊の恐れがある場合

※ 「上田市洪水ハザードマップ」において、50cm以上の浸水想定深の区域が示されている河川及び避難対象区域等（自治会世帯数はH26.11.1現在）

河川名	観測所	避難対象区域	
		地区名	対象となる自治会及び世帯数
内村川	内村橋 靈泉寺橋	内 村	下和子自治会（168世帯）の一部
武石川	—	武 石	藪合自治会（137世帯）の一部
洗馬川	—	長	横尾自治会（301世帯）の一部
		傍 陽	曲尾自治会（177世帯）の一部
傍陽川	—	傍 陽	入軽井沢自治会（64世帯）の一部 傍陽中組（120世）の一部 大庭自治会（177世帯）の一部 萩自治会（154世帯）の一部
湯川	—	川辺泉田	神畠自治会（752世帯）の一部 福田自治会（378世帯）の一部 吉田自治会（754世帯）の一部
		中塩田	中野自治会（630世帯）の一部 上小島自治会（244世帯）の一部 下小島自治会（137世帯）の一部 保野自治会（626世帯）の一部 学海南自治会（155世帯）の一部 舞田自治会（234世帯）の一部 八木沢自治会（298世帯）の一部 学海北自治会（128世帯）の一部
産川	—	川辺泉田	上田原自治会（489世帯）の一部 下之条自治会（857世帯）の一部 神畠自治会（752世帯）の一部 築地自治会（459世帯）の一部 東築地自治会（124世帯）の一部 福田自治会（378世帯）の一部 吉田自治会（754世帯）の一部
		中塩田	下本郷自治会（252世帯）の一部 東五加自治会（89世帯）の一部 五加自治会（1,069世帯）の一部 上本郷自治会（306世帯）の一部
		西塩田	十人自治会（95世帯）の一部 塩田新町自治会（159世帯）の一部 東前山自治会（263世帯）の一部 西前山自治会（146世帯）の一部 手塚自治会（294世帯）の一部

河川名	観測所	避難対象区域	
		地区名	対象となる自治会及び世帯数
尾根川	—	東塩田	下組自治会（227世帯）の一部 鈴子自治会（181世帯）の一部 石神自治会（347世帯）の一部 下之郷自治会（696世帯）の一部
雨吹川	—	東塩田	下組自治会（227世帯）の一部 富士山中組自治会（301世帯）の一部
駒瀬川	—	東塩田	下組自治会（227世帯）の一部 富士山中組自治会（301世帯）の一部
尻無川	—	中塩田	東五加自治会（89世帯）の一部
		東塩田	鈴子自治会（181世帯）の一部 石神自治会（347世帯）の一部 柳沢自治会（124世帯）の一部 下之郷自治会（696世帯）の一部
追開沢川	—	中塩田	中野自治会（630世帯）の一部 学海南自治会（155世帯）の一部 舞田自治会（234世帯）の一部 学海北自治会（128世帯）の一部
		西塩田	山田自治会（91世帯）の一部
阿鳥川	—	川 西	岡自治会（318世帯）の一部 浦野自治会（269世帯）の一部
室賀川	—	川 西	下室賀自治会（345世帯）の一部
矢出沢川	—	中 央	北大手町自治会（200世帯）の一部
		北 部	柳町自治会（26世帯）の一部 上紺屋町自治会（170世帯）の一部 上川原柳町自治会（766世帯）の一部 下川原柳町自治会（88世帯）の一部 上房山自治会（80世帯）の一部 下房山自治会（92世帯）の一部 新田自治会（1,718世帯）の一部
		西 部	下紺屋町自治会（375世帯）の一部 鎌原自治会（218世帯）の一部 西脇自治会（136世帯）の一部 新町自治会（151世帯）の一部 諏訪部自治会（182世帯）の一部
		神 科	蛇沢自治会（298世帯）の一部 金井自治会（528世帯）の一部 長島自治会（1,177世帯）の一部

河川名	観測所	避難対象区域	
		地区名	対象となる自治会及び世帯数
瀬沢川	一	神川	大屋自治会（711世帯）の一部 岩下自治会（276世帯）の一部

* 堤入谷川、半田入谷川、和熊川、渋沢川、真田角間川、矢ノ口川、水出川、神戸川、黄金沢川は、浸水想定深が50cm以上の区域なし

(4) 避難勧告解除の考え方

ア 洪水予報河川及び水位周知河川（千曲川、依田川、神川、浦野川）

避難勧告等の解除については、水位がはん濫危険水位及び背後地盤高を下回り、水位の低下傾向が顕著であり、上流域での降雨がほとんどない場合を基本として、解除するものとする。

イ 水位設定のない河川

避難勧告等の解除については、当該河川の水位が十分に下がり、上流域での降雨がほとんどない場合を基本として解除するものとする。

(5) ため池にかかる避難勧告等の発令基準

(3) イ及び(4)イに準じて判断するものとする。

4 土砂災害に関する避難勧告等の発令基準

避難勧告等の対象とする土砂災害は、急傾斜地等の崩壊、土石流の発生とする。

なお、火山噴火に伴う降灰後の土石流、河道閉塞に伴う土砂災害については、土砂災害防止法に基づく土砂災害緊急情報を基に、避難勧告等が判断・伝達されること、深層崩壊、山体の崩壊については、技術的に予知・予測が困難であるとされていることから、基本的に対象としない。

また、地滑りについては、危険性が確認された場合、国や県等が個別箇所ごとの移動量の監視・観測等を行い、その調査結果又は土砂災害防止法に基づく緊急調査の結果として発表される土砂災害緊急情報を踏まえ、市として避難勧告を発令するものとする。

（1）避難勧告等の対象とする土砂災害の危険性がある区域

土砂災害防止法に基づく「土砂災害警戒区域」と「土砂災害特別警戒区域」

ア 土砂災害警戒区域

土砂災害が発生した場合に住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあり、警戒避難体制を特に整備すべき区域 【市内 870 箇所】

イ 土砂災害特別警戒区域

土砂災害警戒区域のうち、土砂災害が発生した場合に建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあり、一定の開発行為の制限及び建築物の構造の規制をすべき区域 【市内 806 箇所】

（2）避難勧告等の発令基準

上田市の避難勧告等の発令にあたっては、以下の基準を参考に、最新の気象情報、今後の気象予測、市内に設置されている雨量計による観測データ及び巡視者等からの情報などを総合的に判断して発令するものとする。

その際、必要に応じて長野地方気象台、長野県に助言を求めるものとする。

※ 具体的な発令に当たっては、大雨時の避難そのものに危険が伴うことを考慮し、台風等による豪雨や暴風の襲来が予測される場合には十分早期に発令するなど、溪流・斜面の状況や気象状況等も含めて総合的に判断する。

※ 前兆現象や土砂災害が土砂災害警戒区域、土砂災害危険区域外の区域で発見された場合は、前兆現象や土砂災害の発生した箇所、周辺地域を躊躇なく避難勧告あるいは避難指示の対象地域とする。

発令区分	発令基準	対象となる地域
避難準備情報	<p>1～5のいずれか1つに該当する場合</p> <p>1 大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ土砂災害警戒判定メッシュ情報 (※1)で大雨警報の土壤雨量指數基準を超過した場合(※2)</p> <p>2 大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間から翌日早朝に大雨警報（土砂災害）に切り替える可能性が言及されている場合</p> <p>3 強い降雨を伴う台風が夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合</p> <p>4 土砂災害危険度(※3)が警戒領域となつた場合</p>	基準を満たした地域（格子内（CLラインが設定されている1km四方のメッシュ内）の土砂災害警戒区域及び特別警戒区域
	5 土砂災害の前兆現象(※4)が確認された場合	前兆現象が確認された箇所付近の土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域
避難勧告	<p>1～6のいずれか1つに該当する場合</p> <p>1 土砂災害警戒情報(※5)が発表された場合</p> <p>2 大雨警報（土砂災害）、かつ土砂災害警戒メッシュ情報の予測値で土砂災害警戒情報の判定基準を超過し、さらに降雨が継続する見込みである場合</p> <p>3 大雨警報（土砂災害）が発表されている状況で、記録的短時間大雨情報が発表された場合</p> <p>4 「土砂災害危険基準線（CLライン：土砂災害危険度の推移情報）」を60分以内に超えると予想されるとき</p> <p>5 市の雨量観測地点や土砂災害危険箇所等で既に累積雨量が一定量(150mm)を超え、その時点以後に降雨の継続が予想される場合</p>	基準を満たした地域（格子内（CLラインが設定されている1km四方のメッシュ内）の土砂災害警戒区域及び特別警戒区域
	6 土砂災害の前兆現象が確認され、災害の発生が予測される場合	前兆現象が確認された箇所付近の土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

発令区分	発令基準	対象となる地域
避難指示	1～6のいずれか1つに該当する場合 1 土砂災害警戒情報が発表され、かつ土砂災害警戒情報を捕捉する情報（※6）で土砂災害警戒情報の基準を実況で超過した場合 2 土砂災害警戒情報が発表されており、さらに記録的短時間大雨情報が発表された場合 3 土砂災害危険基準線を超え、さらに雨量が増加することが予想（連続雨量で200mm、60分雨量で50mm以上が継続）される場合	基準を満たした地域（格子内（CLラインが設定されている1km四方のメッシュ内））の土砂災害警戒区域及び特別警戒区域
	4 土砂災害の前兆現象が確認され、災害の発生が予測されたとき	前兆現象が確認された箇所付近の土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域
	5 土砂災害が発生した場合	土砂災害が発生した箇所付近の土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域
	6 避難勧告等による立ち退き避難が十分でなく、再度、立ち退き避難を住民に促す必要がある場合	避難勧告を発令した土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

※1 土砂災害警戒判定メッシュ情報

土壤雨量指数及び降雨の実況・予測に基づいて、土砂災害発生の危険度を5kmメッシュ毎に階級表示した分布図（気象庁提供の防災情報提供システムやホームページで確認できる。）

なお、長野県が運用している「長野県河川砂防情報ステーション」では、1kmメッシュ毎に土砂災害発生の危険度を情報提供している。

※2 市の雨量観測システムによる土壤雨量指数

市の雨量観測システムの構築に携わった総合気象計画（株）から市へ提供される災害支援情報（土壤雨量指数と1時間（1・5時間半減期）雨量（縦軸）のグラフ）を活用する。

【市の雨量観測地点】

観測地点名	設置場所
塩尻（しおじり）	上塩尻ポンプ場
上室賀（かみむろが）	上室賀基幹集落センター
別所温泉（べっしょおんせん）	別所温泉終末処理場
傍陽（そえひ）	入軽岡保区民広場
丸子（まるこ）	丸子中央小学校
真田（さなだ）	真田地域自治センター
武石（たけし）	武石地域自治センター

(参考)【気象庁(アメダス)の雨量観測地点】

観測地点名	設置場所
菅平(すがだいら)	菅平小中学校南側
古里(こさと)	浄水管理センター
鹿教湯(かけゆ)	鹿教湯温泉

※3 土砂災害危険度

雨の状況により土砂災害が発生する恐れがあるか否かの目安となる度合い(長野県河川砂防情報ステーションで確認できる)。

※4 土砂災害の前兆現象

(発令区分と現象との関係はあくまで例示であり、状況に応じて判断する。)

発令区分	土石流	がけ崩れ (急傾斜地の崩壊)	地すべり
避難準備 (要配慮者避難) 情 報	・流水の異常な濁り	・湧水量の増加 ・表面流の発生	・井戸水のにごり ・湧水の枯渇 ・湧水量の増加
避難勧告	・渓流内で転石の音 ・流木の発生	・小石がぱらぱら落下 ・新たな湧水の発生 ・湧水の濁り	・池や沼の水かさの急変 ・亀裂、段差の発生・拡大 ・落石、小崩落 ・斜面のはらみだし、クラックの発生 ・根の切れる音 ・樹木の傾き
避難指示	・土臭いにおい ・地鳴り ・流水の急激な濁り ・渓流水位の激減	・湧水の停止 ・湧水の噴出 ・亀裂の発生 ・斜面のはらみだし ・小石がぼろぼろ落下 ・地鳴り	・地鳴り、山鳴り ・地面の震動

※5 土砂災害警戒情報

大雨警報(土砂災害)が発表されている状況で、土砂災害発生の危険度が非常に高まったときに、市町村長が避難勧告等の災害応急対応を適時適切に行えるよう、また、住民の自主避難の判断の参考となるよう、対象となる市町村を特定して都道府県と気象庁が共同で発表する防災情報(長野県河川砂防情報ステーションで確認できる。)

※6 土砂災害警戒情報を捕捉する情報

土砂災害警戒判定メッシュ情報、都道府県が提供する土砂災害危険度をより詳しく示した情報指す。

（3）避難が必要な状況が夜間・早朝になった場合

基本的に夜間であっても、躊躇することなく避難勧告等は発令する。

（4）避難勧告等の解除の考え方

避難勧告等の解除については、当該地域の土砂災害警戒情報が解除された段階を基本として解除するものとする。ただし、土砂災害が発生した場合には、慎重に解除の判断を行うものとする。

5 避難勧告等の情報伝達手段

（1）避難勧告等の情報を住民に伝達する主な手段は次のとおりとする。

- ア テレビ放送（ケーブルテレビを含む）
- イ ラジオ放送（臨時災害放送局によるエフエム放送を含む）
- ウ 有線放送
- エ 上田市防災行政無線（移動系）による消防団への伝達
- オ 緊急速報メール（NTTドコモ、KDDI、ソフトバンク）
- カ ツイッター等のSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）
- キ 広報車、消防団による広報
- ク 電話、ファックス、市メール配信サービス（登録制メール）
- ケ 消防団、警察、自主防災組織（自治会）、近隣住民等による直接的な声かけ

（2）要配慮者、避難支援関係者等への伝達

要配慮者の迅速・確実な避難を行うため、自治会が作成する住民支え合いマップの活用を図るとともに、家族・親戚、福祉サービス事業者、近隣住民等の避難支援関係者への情報伝達を確実に行い、避難誘導の支援を実施するものとする。

（3）避難促進施設の施設管理者への伝達

水防法に基づき、社会福祉施設や医療施設等の施設管理者等は、市からの洪水予防等の伝達方法を定めるとともに、避難確保計画の作成・公表等が義務付けられています。この避難確保計画には避難勧告等の伝達方法についても定められていることから、市は定められた伝達方法により確実に情報伝達するものとする。

（4）県及び関係機関への伝達

避難勧告等を発令したときは、市長はその旨を県知事に報告するものとする。

また、国土交通省千曲川河川事務所、上田地域広域連合消防本部、上田警察署等の関係機関にも情報伝達するものとする。

1 洪水（河川はん濫）

（1）「避難準備（要配慮者避難）情報」の伝達文の例

緊急放送、緊急放送、避難準備情報発令。

こちらは、上田市です。

〇〇川の水位が避難判断水位に到達したため、〇〇時〇〇分に〇〇（自治会・地区）に対して〇〇川に関する避難準備情報を発令しました。

（以下、状況に応じて）

- ① 〇〇川は、（昨日・昨夜・今朝・今日）からの大雨により、今後危険水位に達するおそれがあります。
- ② 近くの〇〇川では、はん濫被害が発生しています。
- ③ 近くの〇〇川では、浸水被害が発生しています。

〇〇（自治会・地区）の方は、気象情報に注意し、心配な場合、危険だと思う場合は予め定めた避難場所（〇〇公民館・〇〇小中学校）へ

（以下、状況に応じて）

- ① 暗くならないうちに
- ② 風が強まらないうちに
- ③ 雨が強くならないうちに

迷わず避難してください。

高齢者の方、障害のある方、小さい子どもをお連れの方などは、予め定めた避難場所へ避難してください。避難に助けが必要な方は、自治会と連絡を取り合うなどして避難してください。

(2) 「避難勧告」の伝達文の例

緊急放送、緊急放送、避難勧告発令。

こちらは、上田市です。

〇〇川の水位が氾濫するおそれのある水位に到達したため、〇〇時〇〇分に
〇〇（自治会・地区）に対して〇〇川に関する避難勧告を発令しました。

〇〇（自治会・地区）の方は、直ちに予め定めた避難場所（〇〇公民館・
〇〇小中学校）へ避難してください。

なお、浸水により、〇〇道は通行できません。

外が危険な場合は、屋内の高いところに避難してください。

（以下、状況に応じて）

（昨日・昨夜・今朝・今日）からの大雨により、

- ① 〇〇時間後には、〇〇川の水位がはん濫の危険のある水位に
達するおそれがあります。
- ② 〇〇地区の堤防が非常に危険な状態です。
- ③ 〇〇地区で、浸水が拡大しています。

できるだけ近所の方にも声をかけて避難してください。

(3) 「避難指示」の伝達文の例

緊急放送、緊急放送、避難指示発令。

こちらは、上田市です。（上田市長の〇〇〇〇です。）

〇〇川の水位が堤防の高さを超えるおそれがあるため、〇〇時〇〇分に
〇〇（自治会・地区）に対して〇〇川に関する避難指示を発令しました。

未だ避難していない方は、直ちに避難してください。

外が危険な場合は、屋内の高いところに避難してください。

なお、浸水により〇〇道は通行できません。

（以下、状況に応じて）

未だ避難していない方は直ちに予め定めた避難場所（〇〇公民館・
〇〇小中学校等安全な場所）へ避難をしてください。

十分な時間がない方は近くの安全な建物、または2階以上に避難し
てください。

- ① 〇〇川の水位がはん濫危険水位を突破して、大変危険な状況
です。
- ② 〇〇地区で堤防が決壊しました。
- ③ 〇〇地区で堤防から漏水が拡大しています。
- ④ 〇〇地区で堤防から水があふれ出しました。
- ⑤ 〇〇地区で浸水が拡大しています。

持ち物は貴重品のみとして、大至急全員避難してください。

※ 命を守るための最低限の安全確保行動を呼びかける。

2 土砂災害

(1) 「避難準備（要援護者避難）情報」の伝達文の例

緊急放送、緊急放送、避難準備情報発令。

こちらは、上田市です。

〇〇時〇〇分に大雨警報が発表されました。土砂災害の危険性が高くなることが予想されるため、〇〇時〇〇分に〇〇（自治会・地区）の土砂災害警戒区域等に土砂災害に関する避難準備情報を発令しました。

（以下、必要に応じて）

- ① 〇〇地区は、（昨日・昨夜・今朝・今日）からの大雨により、土砂災害の発生するおそれがあります。
- ② 〇〇川では、川が異常に濁っており、土石流が発生するおそれがあります。
- ③ 〇〇裏の崖からの湧き水が増えており、がけ崩れの発生するおそれがあります。

〇〇（自治会・地区）の土砂災害警戒区域等にお住まいの方は気象情報に注意し、心配な場合、危険だと思う場合は、予め定めた避難場所（〇〇公民館・〇〇小中学校）へ

（以下、状況に応じて）

- ① 暗くならないうちに
- ② 風が強まらないうちに
- ③ 雨が強くならないうちに

迷わずに避難してください。

高齢者の方、障害のある方、小さい子どもをお連れの方などは、予め定めた避難場所（〇〇公民館・〇〇小中学校）へ避難してください。避難に助けが必要な方は、自治会と連絡を取り合うなどして避難してください。

また、隣接する地域の方は、今後の情報に注意してください。

(2) 「避難勧告」の伝達文の例

緊急放送、緊急放送、避難勧告発令。

こちらは、上田市です。

〇〇時〇〇分に土砂災害警戒情報が発表されました。土砂災害の危険性が極めて高まっているため、〇〇時〇〇分に〇〇（自治会・地区）の土砂災害警戒区域等に土砂災害に関する避難勧告を発令しました。

〇〇（自治会・地区）の土砂災害警戒区域等にお住まいの方は、直ちに予め定めた避難場所（〇〇公民館・〇〇小中学校）へ避難してください。

急斜面の付近や川の近くにいる方は、急斜面や川等から離れ、なるべく頑強な建物等へ避難してください。

〇〇道路は、雨量規制のため通行できませんので注意してください。

（以下、必要に応じて）

（昨日・昨夜・今朝・今日）からの大雨により、

- ① 〇〇時間後には、〇〇(川、山、崖)では土砂災害が発生する危険が非常に大きくなります。
- ② 〇〇（川、山）では、土石流発生の前兆現象があり危険な状態です。
- ③ 〇〇裏で、崖崩れの前兆現象があり危険な状態です。

できるだけ近所の方にも声をかけて避難してください。

(3) 「避難指示」にかかる伝達文例

緊急放送、緊急放送、避難指示発令。

こちらは、上田市です。（上田市長の〇〇〇〇です。）

〇〇（自治会・地区）で、土砂災害の前兆（発生）が確認されました。

土砂災害の危険性が極めて高まっているため、〇〇時〇〇分に〇〇（自治会・地区）に土砂災害に関する避難指示を発令しました。

未だ避難していない方は、最寄りの頑強な建物等へ直ちに避難してください。

外が危険な場合は、屋内の谷側の高いところに避難してください。

（以下、状況に応じて）

- ① 〇〇（自治会・地区）の土砂災害警戒区域等では、すぐにでも土石流の発生が予想される大変危険な状況です。
- ② 〇〇の傾斜地では、落石が発生しており、すぐにでも崖崩れの発生が予想される大変危険な状況です。

持ち物は貴重品のみとして、大至急全員避難してください。

※ 命を守るための最低限の安全確保行動を呼びかける。